

別紙料金表（介護保険 要支援用） 区分支給限度額範囲内の場合

介護保険による介護予防訪問看護の場合は、要介護度により区分支給限度額が決まっています。その範囲内であれば、自己負担金は利用料の1割、2割または3割、基準利用限度額を超えた分は利用料は全額自己負担になります。

＊特別管理加算及び緊急時介護予防訪問看護加算については、区分支給限度基準額の算定対象外です。

介護予防訪問看護費＋加算分＋その他（自費）の合計が利用料金となります。

＊理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の介護予防訪問看護の代わりであることとします。

＊介護予防訪問看護費

令和8年6月1日改訂版

時間	単位	利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
20分未満（昼間を除く）	303 単位	3,157 円	316 円	631 円	947 円
30分未満	451 単位	4,699 円	470 円	940 円	1,410 円
30分～1時間未満	794 単位	8,273 円	827 円	1,655 円	2,482 円
1時間～1時間30分まで	1,090 単位	11,358 円	1,136 円	2,272 円	3,407 円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	1回（20分以上）：284 単位 （6回/週迄）	2,959 円	296 円	592 円	888 円

＊早朝・夜間・深夜加算（予定訪問の場合）

時間	加算
早朝（6時から8時）	所要単位数の 25/100
夜間（18時から22時）	
深夜（22時から6時）	所要単位数の 50/100

※准看護師が訪問した場合は、所定の単位数の100分の90に相当する金額になります。

※理学療法士等による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する日から起算して12月を超えて、理学療法士等が指定予防介護訪問看護を行う場合は、1回につき8単位を所定単位数から減算した金額になります。

※加算

項目	単位	利用料	自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
退院時共同指導加算	600単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,876 円
初回加算（Ⅰ）	350単位	3,647 円	365 円	729 円	1,094 円
初回加算（Ⅱ）	300単位	3,126 円	313 円	626 円	938 円
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）（月に1回）	600単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,876 円
特別管理加算（Ⅰ）（月に1回）	500単位	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算（Ⅱ）（月に1回）	250単位	2,605 円	261 円	521 円	782 円
長時間介護予防訪問看護加算	300単位	3,126 円	313 円	626 円	938 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分未満）	254単位	2,646 円	265 円	530 円	794 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分以上）	402単位	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）（30分未満）	201単位	2,094 円	210 円	419 円	629 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）（30分以上）	317単位	3,303 円	331 円	661 円	991 円
サービス提供体制強化加算	3 単位	31 円	3 円	6 円	9 円
介護職員等処遇改善加算（月に1回）	介護報酬創単位数×1.8%×10.42				

*その他の費用（実費）	保険適応外
交通費 （サービス実施区域外）	通常の事業の実施地域内・・・無料 通常の事業の実施地域外・・・300円
キャンセル料	訪問に際して利用者が不在であった場合、その利用料（自己負担分と介護報酬料）の50%を請求致します。キャンセルされる場合は、必ず当日の朝8：45までにご連絡ください。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。	
サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道等の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

*緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

また、特別管理加算及び緊急時会議予防訪問看護加算、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定対象外とする。

＊複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、2人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

また、複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師の指示により看護補助者が同時に訪問した場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

＊長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

＊サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適している指定介護予防訪問看護ステーションについて算定されます。

指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

※このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 介護予防訪問看護計画を作成する者

氏名 管理者・看護師 竹下 みちよ

(2) 1ヵ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	
------------	--